



かまいしこども園・子育て支援センター「バンビルーム」 土砂災害対応マニュアル

1 目的

このマニュアルは、天神町近隣で土砂災害の発生又は発生の恐れがある場合に対応すべき必要事項を定め、土砂災害（河川の氾濫）から人命を確保すると共に、被害の軽減に資することを目的に定める。

2 マニュアルの適用範囲

このマニュアルは、かまいしこども園及び子育て支援センター（以下「当施設」とする）に勤務する職員及び園児又は出入りするすべてのものに適用する。

3 施設管理者の責務

施設管理者は、当施設における土砂災害による被害の軽減についてすべての責任を有すると共に、本マニュアルに基づき施設職員を指揮し、園児等の人命を確保する。

また、気象警報などの警戒避難に関する情報を早期に入手するため、釜石市が配信する災害情報を把握すると共に職員にも周知を行うこと。

4 施設職員の責務

施設職員は、施設管理者の指揮の下、園児等の人命確保及び被害の軽減のため本マニュアルに基づき必要な措置を迅速に果たすものとする。

5 保護者等の責務

当施設を利用し、来園している保護者等は、施設管理者及び職員の指示に基づき、土砂災害から身を守るために避難誘導等に従うものとする。

6 災害発生時の被害の目安及び避難基準

(1) 風速による被害の目安

| 風速m/s | 現象 |
|-------|--------------------------------------|
| 10 | 雨傘が壊れる |
| 15 | 取り付けの悪い看板等が飛ばされる |
| 20 | 風に向かって歩きにくい 身体を30度位前に傾けないと立ってられない |
| 25 | 屋根の瓦が飛ばされる |
| 30 | 雨戸がたわんで飛ばされる 木造の家が倒れる |
| 35 | 電車の客車がたおれる |
| 40 | 小石が飛ぶ 身体を45度位前に傾けないと立ってられない |
| 50 | 倒れる家が多くなる |
| 60 | 鉄塔がまがる 被害は甚大となる |



(2) 雨の強さと被害想定

| 1 時間雨量(ミリ) | 予報用語 | イメージ | 屋外の様子 | 災害発生状況 |
|-----------------|---------|---------------------------|---------------------------|---|
| 30 以上～ 50 未満 | 激しい雨 | バケツをひっくり返したように降る | 道路が川のようになる | 山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要。都市では下水管から水があふれる |
| 50 以上～ 80 未満 | 非常に激しい雨 | 滝のように降る (ゴーゴーと降り続く) | 水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる | 都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある。マンホールから水が噴出する。土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する |
| 80 以上～ | 猛烈な雨 | 息苦しくなるような圧迫感がある 恐怖を感じる | | 雨による大規模な災害の発生するおそれが高く、厳重な警戒が必要 |

(3) 水害(洪水)における避難勧告等の発令判断基準

| 警戒レベル | | 避難情報等 | 取るべき行動 |
|--------------------------|-------------|------------------|--------------------|
| 警戒レベル1 | 今後気象状況悪化の恐れ | 早期注意情報 (気象庁) | ○災害への心構えを高める |
| 警戒レベル2 | 気象状況悪化 | 大雨・洪水・高潮注意報(気象庁) | ○自らの避難行動を確認する。 |
| 警戒レベル3 | 災害のおそれあり | 高齢者等避難 | ○危険な場所から高齢者等は避難する。 |
| 警戒レベル4 | 災害のおそれ高い | 避難指示 | ○危険な場所から全員避難する。 |
| 〈警戒レベル4までに必ず避難する〉 | | | |
| 警戒レベル5 | 災害発生または緊迫 | 緊急安全確保 | ○命の危険、直ちに安全確保。 |

(4) 避難勧告等が発令された場合の行動

| 情報種別 | 行動 |
|--------|--|
| 高齢者等避難 | <ol style="list-style-type: none"> 1 (災害時) 要配慮者は、立ち退き避難する。 2 立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい(避難準備情報の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める)。 3 特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。 |

| | |
|------|---|
| 避難指示 | <p>1 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する（ただし、土砂災害や水位周知河川、小河川・下水道等（避難勧告発令の対象とした場合）による浸水については、突発性が高く正確な事前予測が困難であるため、指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である）。</p> <p>2 小河川・下水道等（避難勧告発令の対象とした場合）による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。</p> <p>3 指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」（屋内のより安全な場所への移動）をとる。</p> <p>4 指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。</p> <p>5 津波災害から、立ち退き避難する。</p> |
|------|---|

（４）土砂災害の前兆現象

- ア がけの表面に水が流れ出す。（湧水の増加）
- イ がけから水が噴き出す。（新たな湧き水が発生）
- ウ 小石がバラバラと落ちる。
- エ がけの樹木が傾く。
- オ 樹木の根が切れる音がする。
- カ 樹木の倒れる音がする（倒木）
- キ がけに割れ目が見える。
- ク 傾斜が膨らみだす。
- ケ 地鳴りがする。
- コ 強烈な土の匂いがする。



（５）河川の氾濫の前兆現象

- ア 短時間で危険水位を超え、強い降雨が続く。
- イ 堤防の川側が崩れ始めている。
- ウ 堤防の側面から水が漏れだしている。
- エ 堤防にひび割れが生じている。
- オ 堤防近くの地盤から水が噴き出ている。

7 立地条件等

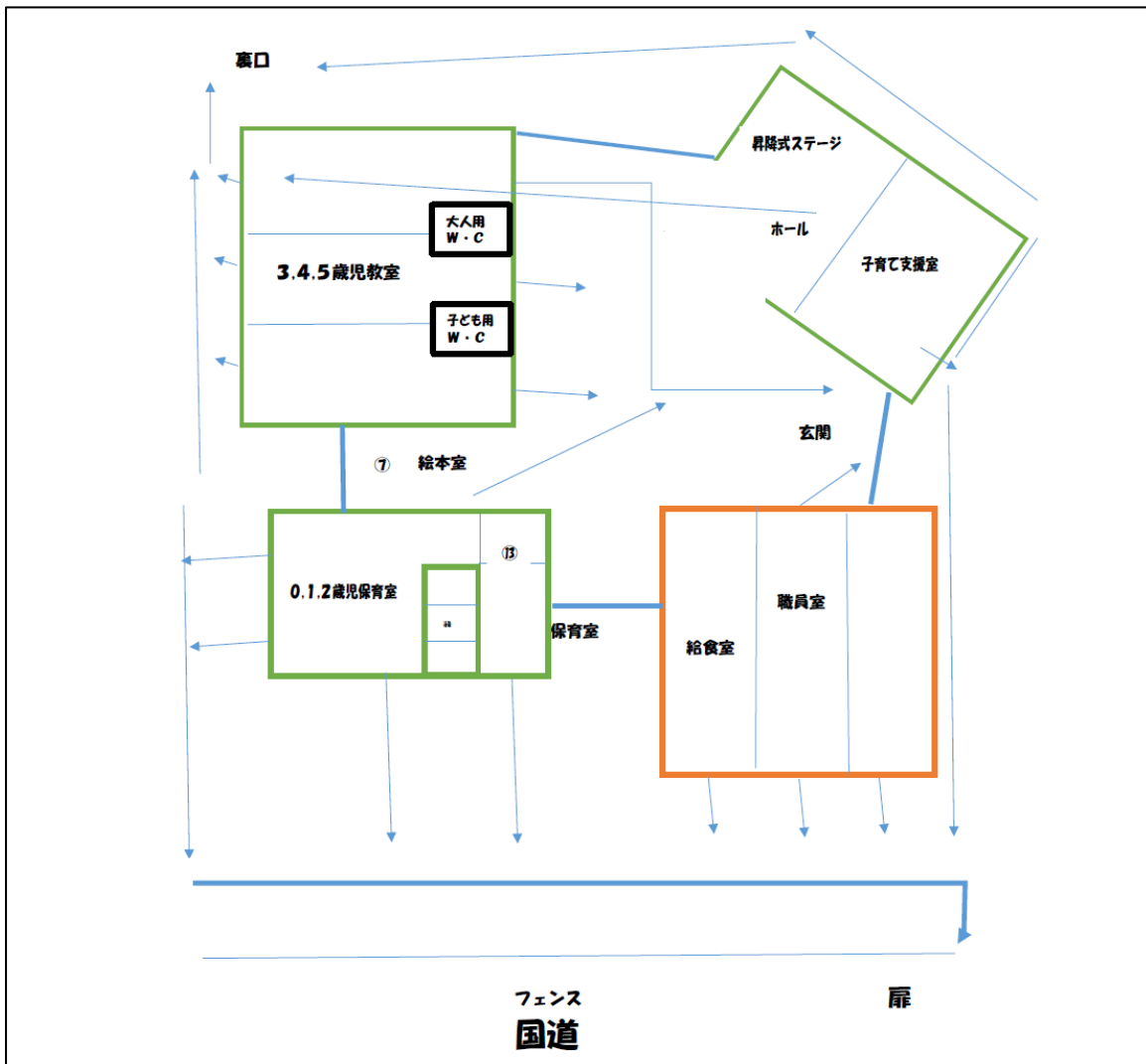
(1) 立地条件 (発生の恐れがあるものを記載)

| | 数値 | 備考 |
|-----------------|-------|------------|
| 海拔メートル | 約9m | |
| 海までの距離 | 約600m | 海まで穏やかな道のり |
| 崖崩れの予想箇所 | | 立地的には離れている |
| 避難場所(復興住宅)までの距離 | | 園舎隣 |

(2) 建物の構造

| | 特徴 | 備考 | | 特徴 | 備考 |
|------|----------|----------------|-----|-----|----------------|
| 構造 | 鉄筋コンクリート | メンテナンス 1回/年 | 非常口 | | メンテナンス 1回/年 |
| 建築年数 | 2年 | | | たたみ | |
| 階段 | なし | | | | |
| 耐震構造 | | | | | |

(3) 建物図面



8 避難経路及び避難方法

(1) 避難場所

| 名称 | 避難場所 | 所要時間 | 電話 |
|-------------|----------------------|------|--------------|
| 釜石市指定一時避難場所 | 教育センター5階 | 60分 | 0193-22-8832 |
| | 釜石小学校校舎4階 | 15分 | 0193-22-3513 |
| | 大町復興住宅1号棟6階集会室 | | |
| | 浜町集会所 第1分団第2部消防屯所 | | |
| こども園避難場所 | 釜石市役所第4庁舎2階 | 5分 | |

(2) 避難方法

ア 川・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険がなく、幅員が広いルートを検討し、非安場所で避難すること。

イ 橋梁（跨線橋等）を有する道路を通る場合は、その耐震性が確保されていること。

ウ 防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。

エ 海岸、河川沿いの道路は原則として避難路としない。

オ 避難途中での津波の来襲に備え、避難路に面して避難ビルが設置されていることが望ましい。

カ 家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下物の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を指定することが望ましい。

キ 複数の迂回路が確保されていること。

ク 最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること。

※ 上記項目を満たす避難ルートを検討し、マニュアルに記載すること。避難経路は2つ以上決めておき、状況に応じて安全に移動できるようにしておくこと。

て

(3) 避難経路図

《避難経路》

○保育教諭があわてずに避難経路を確保する。

○0, 1, 2歳児はテラスから避難車で避難する。

3, 4, 5歳児はテラスから避難バンビルームは玄関から避難する。



9 情報の入手

テレビ、ラジオ、新聞、固定電話、携帯電話、FAX、インターネット、メール、防災行政無線、消防救急無線、災害用伝言サービスなどを活用する。

(1) 釜石市危機管理防災室のホームページ

釜石市 : http://www.city.kamaishi.iwate.jp/kurasu/bosai_saigai/

(2) 国土交通省東北地方整備局ホームページ

<http://www.thr.mlit.go.jp/>

(3) 国土交通省 川の防災情報

<http://www.river.go.jp/>

<http://i.river.go.jp/> (携帯)



10 緊急連絡先一覧表

| 名称 | | 電話 | FAX | メール |
|-------------------|--------|--------------|--------------|--------------------|
| 釜石市保健福祉部 | | 0193-22-5121 | 0193-22-6375 | |
| 岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部 | | 0193-25-2713 | 0193-25-2294 | |
| 平野内科医院 | | 0193-22-1273 | | |
| 工藤歯科クリニック | | 0193-22-6480 | | |
| 中田薬局 | | 0193-23-6377 | | |
| 市指定避難所 | 教育センター | 0193-22-8832 | 0193-22-3633 | 市指定避難所は園舎から離れているため |
| | 青葉ビル | 0193-22-6002 | 0193-22-6002 | |
| | 釜石小学校 | 0193-22-3513 | | |
| | 浜町集会所 | | | |

11 「119番」通報のかけ方

「あわてず、はっきり、正確に」に通報すること。

(1) 火事の場合

「火事です。釜石市天神町5丁目13番かまいしこども園です。

給食室が燃えています。目標は市役所第5庁舎迎えです。」

(2) 救急車の要請の場合

指令課員 「火事ですか、救急ですか。」

通報者 「救急です。」

指令課員 「場所はどこですか。」

通報者 「場所は、釜石市天神町5番13号かまいしこども園です。」

指令課員 「目標はありますか。」

通報者 「目標は市役所第5庁舎向えです。」

指令課員 「どなたがどうしましたか。」

通報者 「〇歳児の男の子がひきつけを起こしています。」

指令課員 「電話番号と名前をお願いします。」

通報者 「0193-27-8273 名前は〇〇です。」

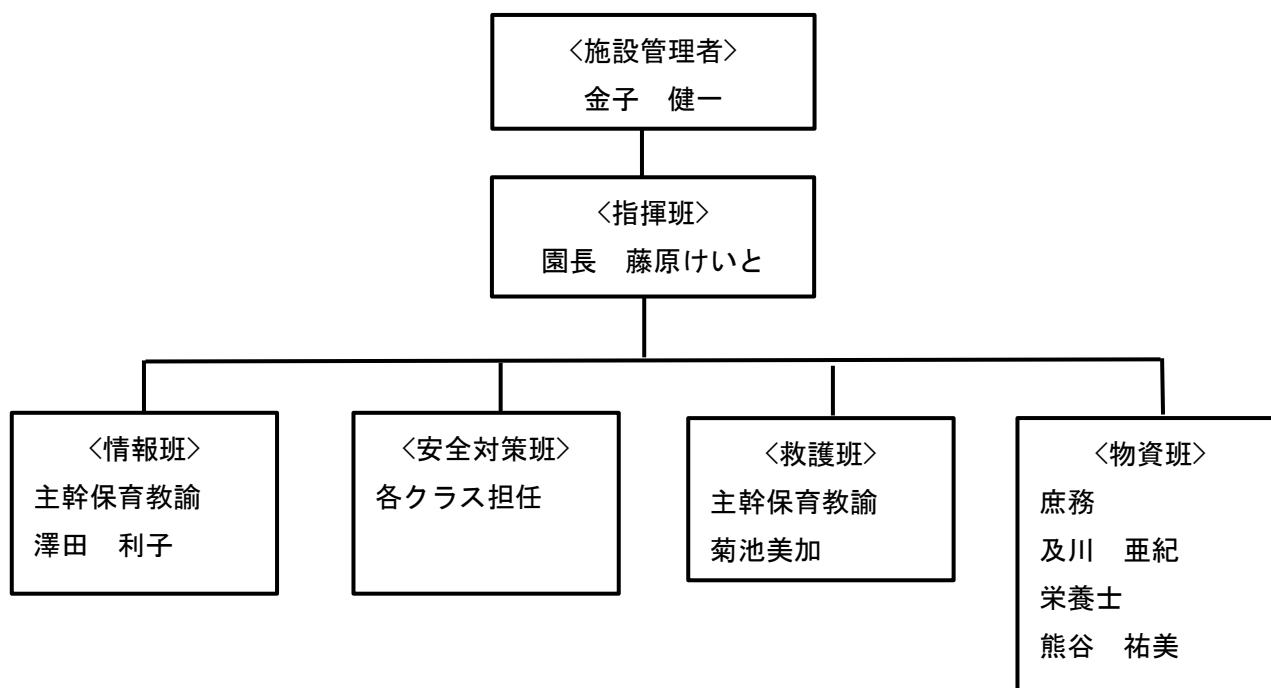


12 災害時の任務と組織

(1) 各班の任務と組織

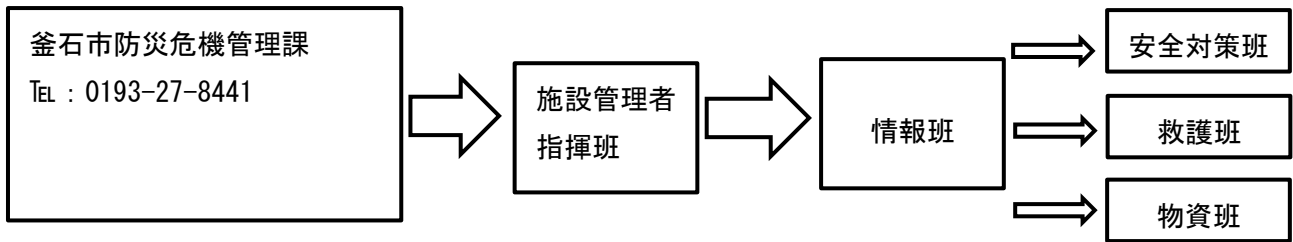
| 名称 | 担当 | 氏名 | 主な対応 |
|-------|--------|--------|---|
| 指揮班 | 常務理事 | 金子 健一 | 施設管理者の支援を実施し、各班へ必要な事項を指示する。 |
| 指揮班 | 園長 | 藤原けいと | 市・町や各種メディア等から得た気象情報、土砂災害(河川の氾濫)警戒情報、避難準備情報、避難勧告、避難指示等の情報を把握し、指揮班に伝達する。また、確認・入手した情報《がけ崩れ(河川の氾濫)の前兆現象や被災した際の被害情報等》を適宜、市・町等の関係機関へ通報する。 |
| 情報班 | 主幹保育教諭 | 澤田 利子 | ・各クラスの安全確認、各クラスの被害状況確認、 園児の避難誘導、園児の家族への引渡し、 |
| 安全対策班 | 各クラス | 各クラス担任 | 火の元の確認、初期消火を行う。 ・負傷園児の救出、負傷園児への応急処置、負傷園児の病院移送を行う。 |
| 救護班 | 主幹保育教諭 | 菊池美加 | |
| 物資班 | 庶務 | 及川 亜紀 | 食品以外の備品の管理、払出し、備蓄品の補給を行う。 |
| | 栄養士 | 熊谷 祐美 | 食料、飲料水などの備品の管理、払出し、備蓄品の補給を行う。 |

(2) 組織編成図



13 情報受伝達系統図

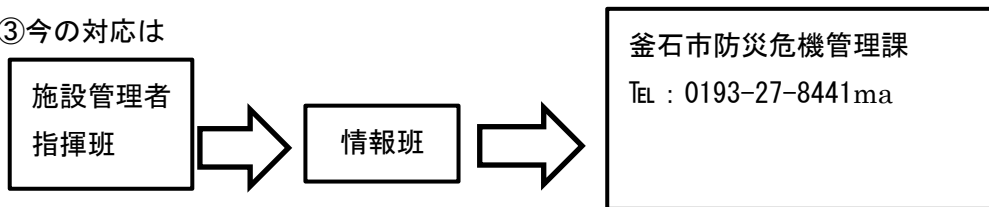
(1) 釜石市からの情報（気象情報、土砂災害（河川の氾濫）警戒情報、避難準備情報、勧告、指示等）を受けた際は



(2) 施設から市・町等へ発信する情報（がけ崩れ（河川の氾濫）の前兆現象や被災した際の被害情報等）

<通報例>

- ①どこで
- ②何が、どうなったか、けが人等は
- ③今の対応は



(3) 関係機関への連絡手段について

ア 災害時に電話が繋がらない場合、下記の連絡手段を用いる。

電話不通時の連絡手段

一斉メール配信システム、携帯電話から見られるホームページやブログ、ツイッター、Skype（スカイプ）、園舎に設置した掲示板、災害伝言ダイヤルなど

※ すぐに情報を伝えられるように、いくつかの事態を考えた定型文を用意しておくこと。

14 非常食

大規模災害時の対応で最も重要なことは、生命の維持であり、特に乳幼児にとって栄養の摂取は必要不可欠なことであり、保育園備蓄が必要である。開園時にあつては園児のために、閉園時にあつては避難所の乳幼児のために、普段から非常食を備蓄しておく。

(1) 非常食について（そのまま食べられるか、調理の手間が最小限ですむもの）

- ア 長時間の保存に耐えられるもの。（1年以上の賞味期限）
- イ 取り扱いに手間がかからず、1人分ずつ包装されており、容器の不要なものが望ましい。
- ウ ある程度の栄養が確保できるものが望ましい。
- エ 更新の容易なもの。
- オ アレルギー体質の園児がいる場合、それに対応するものを確保する。

(2) 非常食内容

ア 主食

アルファ化米ご飯、レトルト主食(ご飯、おかゆ)等

イ 主菜

レトルト主菜(カレー・シチュー等)

(缶詰は缶きり不要なプルオープンタイプとする)

ウ 副菜

野菜ジュース缶、野菜スープ、即席汁物、海苔等

エ その他

飴、ビスケット、クラッカー、果物缶等

オ 離乳食

粉ミルク、おかゆ(ベビーフード)、野菜スープ、乳児用お菓子、小児用イオン水等

カ アレルギー対応ミルク・対応食品(各園の状況)

キ 水

市販のミネラルウォーター(軟水)、お茶缶等(すべての子どもに対応する場合麦茶)



(3) 飲料水、食料の備蓄量

ア 飲料水は一人あたり1000ml(※一日一人当たり2~3ℓの水が必要)を目安とする。

イ 食料は、二食分程度備蓄する。(特に乳児の離乳食や食物アレルギー用の食料は大目に備蓄することが望ましい)

ウ アルファ化米やフリーズドライの製品の場合は、その分の水も確保する。

(4) 非常食の保管場所

ア 基本的に3ヶ所以上に分散して保管する。

イ 保管に際しては、速やかに持ち出せるよう、袋や箱に入れておく。

ウ 保管場所については、職員全員に周知する。

(5) 非常食の更新

ア 賞味期限切れとならないよう、防災訓練時などで使用する。

イ 調理員は非常食リストを作成し、賞味期限を管理する。

(6) その他

ア 飲用と調理用など用途を考え、ミネラルウォーターを確保する。

イ 生活用水(手洗い・トイレ用など)のポリタンクの保存水は1週間を目処に入れ替える。

15 備品と衛生管理

(1) 非常時に必要となる備品・日用品

保育室用

- ウエットティッシュ ティッシュ おしりふき 哺乳瓶 紙おむつ ビニール袋
- バスタオル ホイッスルライト 哺乳瓶 非常食

事務室用

- 割り箸 スプーン 使い捨て食器（お皿、コップ） 缶きり はさみ
- 卓上コンロ・ボンベ 着火器具 アルミホイル サランラップ オマル
- 果物ナイフ 消毒薬 救急用品 軍手 懐中電灯 ランタン ヘッドランプ
- ガムテープ 防寒具 携帯用ラジオ 児童名簿 ヘルメット マジックペン
- ポリタンク エマージェンシーブランケット 避難車

(2) 非常用品の準備について

- ア 非常用持ち出し品をリュックにまとめておく。
- イ 各保育室の持ち出しやすい場所に非常用持ち出し袋を備え付けておく。
- ウ 薬や食品は、年に1回（例：年末に）消費期限を確認し、古くなったものは交換する。

(3) 衛生管理

- ア 災害時には生活条件が悪化するケースが多いため、手洗い消毒、食品の取り扱い、調理器具等の洗浄消毒には十分配慮する。
- イ 十分な水が確保できないこともあるため、消毒には、速乾性擦り込み式手指消毒薬などを備蓄する。
- ※ 速乾性擦り込み式手指消毒薬は水がなくても使用できるが、あくまでも非常時の簡易消毒であり、日常の調理作業には適さない。

16 事前対応

(1) 台風・集中豪雨に対する対応

- ア むやみに外出しないようにする。
- イ 園外にある植木や備品などを屋内に取り込み、強風による被害を未然に防ぐ。
- ウ 窓ガラスの破損によるけがを防ぐため、窓ガラスに飛散防止テープを貼る。また付近に園児を近づけない。
- エ 停電に備え、懐中電灯やラジオの準備をし、園の実情に合わせ、浸水に備え、土嚢の準備をしておくこと。
- オ 集中豪雨は、突然発生することが多く、時間50ミリ超の雨が一時間続いた場合、内水による甚大な浸水被害が発生する可能性が高まる。また、強い降雨が長時間続いた場合、河川の増水による洪水被害や、土砂災害の恐れが高まるため、テレビ・ラジオ・インターネットなどを活用し、気象情報には細心の注意を払い、特に雨雲の状態は常に把握すること。

カ 土砂災害(河川の氾濫)の危険性が高まることが予測される場合は、園児の自宅待機などを検討するとともに、各職員の役割分担を再確認する。併せて、職員の連絡体制の確認、職員確保策など検討する。

(2) 保護者への連絡

ア 避難準備情報が発令されたときには、園から連絡がなくても、保護者が迎えにくる準備をするよう事前に周知しておく。

イ 避難準備情報が発令されない場合であっても、園の運営上保育を継続することが困難な場合には、保育を中止することがある旨、周知する。

ウ 非常時における各園の避難先(○△小学校など)を周知しておく。その際、普段から指定避難場所を目にふれやすい所に掲示しておく有効。

エ 大型台風が勢力を保ち、直撃となる場合には、役所と協議の上、早めに保護者に連絡をとり、迎えにきてもらう。特に、急傾斜地近くや山間部、海岸沿い、河川沿いにある園は早めの対応が重要である。

オ 避難する場合は、避難先を園に掲示する旨、伝えておく。

(3) 地域との連携

ア 避難誘導の応援

夕方を中心に避難誘導が手薄となることが容易に想定されることから、地域からの応援が頂けるよう協力要請、避難協定等の締結等取組みを行っておく

イ 地域住民に一時的な緊急避難場所とし解放せざるを得なくなったことを想定し、園児の保育スペースを確保するためにも受け入れる場所、人数などを決めておくことが求められる。



17 災害発生時の動き

(1) 土砂災害(河川の氾濫)警戒情報が発令された時

情報班を先行して立上げ、情報収集を行う。

※ 警戒情報が発令された段階や役所からいずれの連絡もない場合であっても、土砂災害(河川の氾濫)の前兆現象を確認したなど、緊急の避難が必要と施設管理者や園長が判断した場合、マニュアル「12 災害時の任務と組織」の役割分担に従い、直ちに避難を開始すること。

(2) 土砂災害(河川の氾濫)避難準備情報・避難勧告が出された時

ア 災害対策会議(本部)等を設置する。

イ 職員等へ周知を行う

ウ 職員の確保策(召集)を検討する。

エ 避難方法等の確認を行う。

オ 近隣他施設との情報交換を行う。

カ 地域の情報を集める。

キ 設備・建物・環境の安全確認を行う。

ク 職員・園児の安全確認を行う。

ケ 市役所等からの情報に基づく対応(避難準備情報・避難勧告・避難指示等)を受けて対応する。

・避難誘導の原則

避難時間に余裕のない場合には、持ち物にこだわらず、園児の安全確保を第一に考え、安全な場所に避難し安定してから、担当が貴重品や食料、水などを持ち出す。(複数行動を原則とする。)

避難開始をする際に、停電していても必ず、ブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めること。

・避難時の服装

避難は、昼間夜間や季節によって避難服装が異なるので、最低避難時に必要な服装を定めておく。(持参するだけでよい)

・避難の経路

マニュアルの「8 避難経路及び避難方法」に従い避難する。(あらかじめ避難路図を作成し、誰もが確認できる場所へ掲出する。)

※ 施設内の2階層以上のがけ斜面(河川)と反対側の場所へ避難誘導し、避難経路であっても土砂崩れや河川の氾濫等の前兆現象を確認している場合は避けて避難すること。

(4) 火災が発生した場合

ア 安全対策班は火災が発生した場合、直ちに火災発生場所を拡声器などにより連呼し、園外の避難場所を指示し、119番に通報する。(火災報知器や電話を利用する)

※ 火災報知器には、消防に連結していない場合もあるので確認しておく。

消火活動が可能な場合は、備え付けの消火器、水、布団や毛布などによる初期消火をする。

初期消火とは、天井に燃え移っていない火事や出火から3分くらいまでの消火活動のこと。火災時に発生する煙には有毒ガスが多量に含まれているので、煙が増えてきたら深追いはせず消火活動をやめること。また、消火活動は必ず複数人で行い、逃げ道を確保しながら行うこと。

イ 役割分担に従い、各園児の避難誘導を行う。

ウ 動揺の激しい園児にはスキンシップや優しい言葉かけで、安定を図る。

エ 避難時の行動の仕方をおさない、はしらない、しゃべらない、もどらない(「お・は・し・も」と子どもが覚えやすいよう指導する方法もある。)

オ 避難する際には、火元の方向や風向きに注意し、ハンカチなどで鼻や口を覆い、より安全なルートを選択し、機敏に行動させる。

カ 避難したら点呼を行い、全員の無事を確認の後、園児を落ち着かせる。

(5) 園舎が倒壊した場合

ア 園舎が倒壊した場合は、すぐに近所の人に救助を求めるとともに自主防災組織や自治会に連絡する。また、消防・警察等に連絡を入れる。(電話が不通ならば保育士を走らせる)

イ 園児の数を確認し、逃げ遅れた人数を把握するとともに、全力をあげて救出作業を行う。

ウ 素手では不可能なため、バールやのこぎり、かなづちなどで作業する。

エ 倒壊園舎に潜り込んでの救助は、周囲の状態や余震に注意して、迅速におこなうこと。なお、二次災害には十分注意をし、無理をしないこと。

(6) 保護者への連絡及び引き渡し

ア 連絡

避難所に避難したのち、連絡可能であればその旨役所担当課及び保護者に連絡する。

イ 引き渡しについて

職員は、保護者が園児を迎えにくるまでの間、園児を安全な場所で保護し、常に園児の動向を把握する。

職員は、保護者かどうかを確認し、園児を引き渡す。原則、保護者以外には引き渡さない。(保護者との行き違いや、二次被害防止の為)

18 防災教育について

施設管理者は、土砂災害(河川の氾濫)の危険性や前兆現象など、警戒避難体制に関する事項を職員に教育し、情報受伝達や自主避難の重要性を理解させる。

(1) 教育内容

ア 土砂災害(河川の氾濫)の危険性

過去の災害事例、教訓、施設周辺災害履歴等

イ 土砂災害(河川の氾濫)の前兆現象

前10項(2)の土砂災害の前兆現象及び河川の氾濫の前兆現象の理解を深めておく。

ウ 情報受伝達体制

- ・情報の種類(気象情報・避難情報)
- ・どこから、どのような情報が、どんな手段で伝達されたか
- ・入手した情報を、どう伝達するのか

エ 避難判断・誘導

- ・自主避難の判断の重要性(がけ崩れ前兆現象、避難準備情報等)
- ・自主避難の判断は、原則施設管理者であるが、連絡が取れない場合などは、その場の責任者が責任者として判断を行う。
- ・避難場所の確定(安全な避難場所の事前選定の重要性)。予測被災に基づく避難場所選定のシミュレーション
- ・誰が、誰を、どのように誘導するか又は避難措置をするのか

オ マニュアル

- ・班体制の確認
- ・職員の役割確認
- ・職員の駆けつけ体制

(2) 教育時期

出水期(梅雨や台風接近)を迎える時期又は1月17日(防災の日)の時期に防災教育を実施する。

※ 実施時期 * 研修時間 * 参加対象者 など



19 災害対策訓練について

訓練は、防災教育の一環として実施することが望ましいことから教育時期に合わせて実施する。

(1) 訓練内容

- ア 情報受伝達訓練(情報の受付方及び情報の発信方法)
- イ 避難判断訓練(特に自主避難についての判断)
- ウ 避難誘導訓練(誰が、誰を、どこへ誘導するか、服装のチェック)
- エ 避難訓練(園児の年齢に応じた避難方法等)

(2) 訓練検証

訓練実施後は、必ず訓練参加者でミーティングを行い、訓練状況の検証をし、本マニュアルの検証に反映させる。